

## 香港をめぐる英中間の確執

(1942—45)

中 園 和 仁

### 序

アヘン戦争の結果、1842年に「香港島」が清朝政府から英国に割譲され、1860年には、アロー号戦争により、九龍半島先端部の「九龍」も英領化された。さらには、1898年、諸列強間の中国分割競争のなかで、英国は香港(割譲地)の防衛上の必要性を理由に、残りの九龍半島「新界」を99年の期限で租借した。こうして、「香港島」及び「九龍」の割譲地部分と、「新界」租借地とから成る英領直轄植民地「香港」が形成された。

この間中国では、広東を中心に香港英領化に不満を持つ人々による排英運動が展開されたものの、弱体化した清朝政府のもとでは、組織的な反英運動に発展させることはできなかった。

しかし、1912年の辛亥革命成功の後、帝国主義列強により奪われた中国の権利を取り戻そうとする「国権回復運動」が全国で推し進められ、また「五・四運動」をきっかけとして、「反帝国主義・不平等条約撤廃」の気運が急速に高まった。

こうしたなかで、中国代表は、1919年のパリ会議と二年後のワシントン会議において、租借地の中国への返還を要求した。その結果、ようやくいくつかの租借地返還が実現し、英国も「威海衛」の返還に同意したが、「新界」返還については、やはり香港の防衛上の必要性などを理由に、これを拒否した。中国の「新界」返還の要求は、二つの国際会議においても実現できなかった<sup>1)</sup>。その後も、中国側の不平等条約撤廃要求との関連で、「新界」返還の要求がなされたが、英国の強固な主張の前に、その要求は退けられてしまう。

しかし、太平洋戦争での日本軍による香港占領は、これまで一世紀にわたり香港統治を続けて来た英国勢力をこの地域から駆逐し、香港の中国への返還という中国側の希望に道を開いた。そして、日本の敗北は香港の中国への復帰の可能性を一層大きなものにした。

中国人の多くが、香港が中国に戻る日がついにやって来たという期待を抱き始めた<sup>(9)</sup>。香港の中国への復帰は、アヘン戦争以来、百余年にわたって帝国主義列強に支配され続けた中国の「屈辱の世紀」に、終止符を打つための象徴的意味を持っていた。

本稿の目的は、日本軍が香港を占領した太平洋戦争の時期に、香港の地位をめぐる、英国と中国（国民党政府）の間にいかなる確執があったのかという点を、当時の国際関係のなかで考察することにある。そして、具体的には、三つの主要なトピック、(1)不平等条約撤廃問題、(2)ヤルタ秘密協定、(3)香港の日本軍降伏受け入れの問題が扱われ、これらの問題が香港の地位をめぐる英中間の争いにどのような影響を及ぼしたのかが検討される。

### 不平等条約撤廃交渉と香港の行方

日中戦争から太平洋戦争が開始されるまでの英国の対中国政策は、中国の「独立・領土保全・門戸開放」を唱えながらも、中国を犠牲にして、日本へ妥協するという矛盾した行動から成り立っていた。

英国は、中国における自国の権益の一部を日本に譲り渡すことで、日本との衝突を回避しようとした<sup>(8)</sup>。

香港についても、チャーチル首相は、「軍隊を象徴的な規模にまで縮少すべきだ」と述べ、日本を刺激しないように極力努めた<sup>(4)</sup>。

こういった英国の対日宥和の姿勢は、英国がヨーロッパとアジアで同時に戦うだけの力を欠いていたことを示しており、日本に妥協することで、中国における英国の権益を守ろうとする政策を追求したのである。

ところが、日本が太平洋戦争に突入すると英国はようやく中国と協力して戦う姿勢をとるようになり、中国に対し、武器・軍事物資の援助を開始した<sup>(6)</sup>。しかし、援助の量は限られたものでしかなく、米国の援助に比べて、形式的な

感じは免れなかった。

また、香港の防衛に関しても、日本軍の攻撃を受けて初めて、「降伏の考えはない<sup>(6)</sup>」ことを明らかにし、日本軍への徹底抗戦を訴えた。そして、この頃から英軍の抵抗が本格化し、香港維持の決意を見せるのである。

しかし、一世紀に及ぶ英国による香港の植民地統治は、日本軍による香港占領の結果、中断させられることになる。

はからずも、日本軍による香港占領は、香港の地位をめぐる英中間の抗争に発展する誘因として働いた。

一方、米国は太平洋戦争に突入するとすぐに、中国を大国として扱うことの重要性を連合国に訴え、中国が失った領土の返還を保証するための行動を開始した<sup>(7)</sup>。ハル國務長官は、中国における米国の治外法権を破棄する以外に、中国の自由と平等を承認する意志を示す方法はないと決心し、歴史的に中国における特殊権益を持っている英国に対し、米国と同一歩調をとるように説得した。その結果、英国もついに治外法権撤廃に同意させられた。

米国にとって、中国における米国の治外法権撤廃は、門戸開放原則の履行であり、米国の伝統的政策の勝利であった<sup>(8)</sup>。

こうした米国の対中国政策には、その理想主義的側面が反映されていると同時に、対日無条件降伏に向けての軍事的考慮があった。ドイツを初めに打倒するという目的のため、対中軍事援助の量が制約された。その援助能力の欠如を補い、中国を対日戦線にとどめておくために、中国に大国としての地位と未来の栄光の夢を与えたのである<sup>(9)</sup>。

1942年9月10日、米英両国政府は、中国における両国の治外法権撤廃の交渉を行ないたい旨を中国に伝えた。米国と英国は、前年の5月と7月に、それぞれ治外法権の破棄に同意していたものの、交渉の時期については「戦後の平和回復時」となっていた。それが急遽早められたことは、抗日戦の難局下にあった中国人の士気と希望を、大きく高めることになった。

租界や領事裁判権など、中国の主権をおかす不平等条約の撤廃は、中国にとってまさに百年来の悲願であった<sup>(11)</sup>。

返還される租借地のなかには、99年の期限で英国が租借した「新界」が含ま

れているはずであり、また、「新界」と、割譲された「香港島」及び「九龍」が地理的に切り離せない関係にあることから、これらの問題も租界の返還にもなって同時に解決されるであろうという期待が、中国側にはあった。

1942年10月29日、中国政府は英国より中国における英国の治外法権を破棄する新条約草案を手渡された。その草案は、1901年の義和団事件の議定書の破棄、上海と厦門の外国人居住地の中国管理下への復帰、天津と広東の英国租界の中国への返還などの項目から成っていた<sup>(12)</sup>。

しかし、「新界」租借地の問題は草案のなかから抜けており、中国側にとって、受け入れられるような草案ではなかった。そして、同年12月13日に、中国側より起草された逆草案が、重慶の英国大使セイマーに手渡された。中国側の草案では、英国人の中国における沿岸貿易及び内河航行権の取消、通商に関する特別扱いの拒否とともに、「新界」の租借を取り決めた1898年の北京協約の破棄が要求されていた<sup>(13)</sup>。

不平等条約撤廃交渉において、「新界」租借地の問題は、中国側にとって避けて通れない問題であり、どうしても解決しなければならない問題であった。

英国側は、これに対し、「新界」の問題が割譲地域を含む香港全体の問題として提起されることを慎重に避けるとともに、『「新界」は新条約の範囲外にあるが、戦勝後にその将来については話し合う用意がある』との取り決めを行なった<sup>(14)</sup>。そして、その後の交渉においては、「新界」問題を避けて、他の問題に議論を集中させる交渉方法をとった。

英国による中国案受け入れ拒否の態度に対し、中国側は、12月15日、『「新界」の問題を治外法権撤廃交渉からはずし、後日適当な時期にその問題を取りあげたい』<sup>(15)</sup> という妥協案を自ら示すことになる。この妥協案は、「新界」の返還を一時引き延ばすことにやむなく同意したものであった。

12月24日、セイマーは中国外交部に対し、中国の側の案を受け入れると伝え、「新界の将来は治外法権条約の範囲外にあるが、もし中国政府が『新界の租借期間の再考』を希望するならば、戦勝後にこの問題は話し合われるであろう」<sup>(16)</sup> と述べた。英国側は、「租借期間」という表現を用いることによって、そこから「新界」返還の意味合いをとり去ろうとしたのである。

12月27日、中国側はこの「租借期間」という表現が英国の都合のいいように解釈されるのではないかということを恐れて、「英国が『新界』返還の意志を明確にしない限り、条約に調印することはできない」<sup>(17)</sup>と再び主張し、英国にその態度の変更を迫った。

しかし、英国側は翌28日、「英国にとって可能な最大限の譲歩は、『租借期間』の『期間』を省略することのみであり、さもなければ新条約不成立も辞さず<sup>(18)</sup>」との強硬な態度を見せた。英国は、日本軍の香港占領によりもはや香港の支配権を完全に喪失していたにもかかわらず、戦後も引き続き香港統治を行うことに何らのためらいも感じなかった。香港にとって死活的な意味を持つ「新界」の返還に同意してまで、中国との間に不平等条約撤廃の新条約を結ぶ理由は何もなかった。

英国が「新界」租借地の返還を拒否し続けたため、中国政府はその要求を断念せざるを得なかった。四日後の12月31日、中国政府は治外法権条約との関連で「新界」の問題をとりあげることを断念し<sup>(19)</sup>、新条約締結を優先した。中国が一転して英国の主張に屈服した理由として、蒋介石は、「九竜問題（新界問題）だけのために、新条約がフイになり、さらには連合国の団結にヒビがはいることがないように譲歩した<sup>(20)</sup>」と述べている。

そして、もう一つの大きな理由は、英国との交渉が難行している間に、汪兆銘政権が日本との間で租界返還、治外法権撤廃の交渉を進めていたためと思われる。1943年1月9日、日本と汪兆銘政権の間に不平等条約撤廃の新条約が結ばれたが、蔣政権としてはこれに遅れをとることを避けたかったのである。

結局、中国と米英両国間の新条約は、1月11日に調印された。中国政府は条約調印と同時に、英国政府に対し正式の照会を提出し、中国が「新界」回収の権利を保留する旨を声明した。蒋介石は、「九竜（租借地）と香港（割譲地）とは地理的に一帯をなすもので、同時に解決せざるを得ないので、英国がこれを後日に期したのであろう<sup>(21)</sup>」と国民に対して述べたが、それは無力な自分への慰めの言葉でもあった。香港の中国への復帰の可能性は、「新界」租借地の問題を新条約のなかで解決できなかったことで、大きく遠のいてしまい、中国の国家としての無力さをもさらけ出すことになった。

一方、英国は「新界」返還について何ら確約をすることなく、ひいては香港全体の問題である「新界」租借地の問題を新条約から分離することに成功した。

アトリー副首相は、新条約調印直後、議会において次のように述べている。「すべての人々が、何年もの間戦いを続けてきた中国の人々に対し、祝福のことばを送るであろう。治外法権の撤廃を決めた最近の条約が我々二国間の新たな幸福な関係の始まりとなるであろう。<sup>(22)</sup>」

ところが一方では、議会において次のようなやりとりが行なわれている。「ダンカン議員：『英国と中国との最近の合意は、直轄植民地としての香港の地位を変更せしめるものでしょうか。』スタンレー植民相：『No, Sir.』<sup>(23)</sup>」

#### ヤルタ秘密協定の香港の地位に及ぼした影響

米国の「中国大国化政策」は、1943年10月のモスクワ宣言に、米・英・ソと並んで中国を調印国に加えたこと、同年11月のカイロ会談で、中国を正式に四大国の一つとし、日本により奪われたすべての地域の中国への返還を約束したことで、頂点に達した。

ローズヴェルト・蔣会談では、満州、台湾及び澎湖島の他に、旅順と大連も返還されることが約束された。さらに香港問題についても話し合いが行なわれ、ローズヴェルトは、香港の中国への返還を希望しており、すでに英国側にそうするよう勧めたことを告げ、蔣も香港の中国への返還が実現すれば、香港を自由港にすることに同意した<sup>(24)</sup>。

しかし、カイロ会談の後、米国は、中国大国化政策の与件である「中国を対日作戦の重要基地にする」という考えを漸次放棄した。代わりに、太平洋島嶼作戦により日本を敗北させる戦略が確認された<sup>(25)</sup>。

モスクワで約束されたソ連の対日参戦が、カイロ会談及びテヘラン会談を経て、対独戦勝利直後の参戦という形で具体化する過程で、米国の対日戦略の変更もこれに呼応して、着実に推し進められていった。

そして、1945年2月に締結されたヤルタ秘密協定は、ソ連の対日参戦に対する代償を提示するものとなったが、そのための代償は中国の犠牲において支払

われなければならなかった。

この協定は、中国大国化政策と米英両国の中国における治外法権の放棄によって、米国の門戸開放政策が最高潮に達した直後の、新たな後退であった<sup>(26)</sup>。

ヤルタ秘密協定は、香港の地位の問題にも大きな影響を及ぼした。1945年2月8日の米ソ首脳会談で、ソ連は対日参戦の条件として樺太・千島に加えて南満州鉄道の終点遼島半島の大連不凍港の使用権を要求した。ローズヴェルトは、この港の使用権をロシアが獲得するには、二つの方法があると述べ、一つは中国から正式に租借する方法であり、二つは大連港を国際委員会の管理下に自由港とする方法であるが、香港の問題とも関連するので後者の方法が望ましいと語った。さらに大統領は、香港の主権が中国に返還されることは望ましいが、チャーチルがこれに強く反対していると語った<sup>(27)</sup>。

ローズヴェルトは、チャーチルとの会談で、国連憲章草案のなかで提示された信託統治方式の議題を持ち出したが、チャーチルはどのような代理機関であろうと、英国国旗下のいかなる領土も処理することは許されないと態度を示していたのである。

スターリンはさらに、ソ連の満州鉄道に関する使用権の問題を提起して、もしそれらの条件が認められないならば、ソ連の対日参戦をソ連人民に説明することはできないと述べた。

ローズヴェルトは、香港の主権を中国に返還させ、それを自由港にする考えを持っていた。これは、旧帝国主義勢力をアジアから排除し、門戸開放原則の実現のなかで、米国の経済浸透を図ろうとする戦後構想と密接に結びついていた。

しかし、ソ連の対日参戦実現のためにはソ連の要求を呑まざるを得ず、その結果、ローズヴェルトはこれまで推進してきた香港の中国への返還という自らの理想を実現するための根柢を失ってしまったのである。

ヤルタ会談に随行したレーヒー提督は、ローズヴェルトとの会話を次のように回想している。「我々がクリミア会議の準備を進めているとき、大統領は、私に、偉大なる中国の港である香港を、中国政府の主権下に返すことができることを望んでいると語った。そして話が、大連を国際自由港にする問題に移った

とき、私はローズベルトに詰問して、『大統領、もし大連の半分をロシア人にやることに同意すれば、香港を失うことになりますよ。』と述べた。『ビル、でもどうしようもないんだよ。』と、大統領はその希望を断念したかのようになだれて答えた。』<sup>(28)</sup>

一方、英国は秘密協定の会議には加わらなかったにもかかわらず、チャーチルはこの協定に躊躇なく署名した。チャーチルは、ローズヴェルトの矛盾に一早く気づき、逆に英国が香港を守る絶好の機会であると考えたようである。ステットィニアス国務長官の回想録はそのときの模様を次のように伝えている。「私は英国政府の友人の一人から、イーデンが、チャーチルに、英国は主要な討議に参加していないことと、またそれはかなり複雑な内容であることなどを理由に、その協定に署名しないよう説得したという話を聞いた。しかしながらチャーチルは、極東における英国の全的地位が危機に瀕するであろうと明言し、英国が極東に止まるために、署名するのだと言っていたという話であった」<sup>(29)</sup>。

1942年に、チャーチルはロンドン市長官邸での演説で、大英帝国の崩壊を見る最初の首相にはならないと述べているように、香港維持の決意も相当固かった。

また、国連の安全保障理事会の投票権の問題に関して、チャーチルは「もし中国が香港返還の問題を持ち出した場合、中国と英国はその論争を解決する方法に関し、投票から除外される。しかし、結局、拒否権の行使により、英国の利益に反するいかなる決定に対しても、英国は保護される。」<sup>(30)</sup> と述べ、香港返還要求に絶対に応じない姿勢をとった。

ヤルタ秘密協定は、米・英・ソの三大国間のパワー・ゲームの結果、中国がその犠牲になることによって、成立していったということが出来るが、香港の問題もこのヤルタ秘密協定に拘束される形で処理されていったのである。

ところで、ヤルタ合意は中国には秘密にされたが、蔣介石はヤルタで何か中国を犠牲にした取り決めが結ばれるのではないかとの懸念を持っていた。「密約が成立したらしい」という情報が顧維鈞駐英大使や傅秉常駐ソ大使などから、蔣介石のもとへ伝えられた。顧維鈞駐英大使は、レーヒー提督に、「ロシアが旅順と大連の二港の租借を求めているといううわさを聞いた。中国はソ連によ



るこれらの二つの港の占領に危機感を抱いている。』<sup>(31)</sup> と、述べている。さらに詳細な情報は、1945年3月15日に、魏道明駐米大使から届けられたということである<sup>(32)</sup>。

そして、蔣介石は米国の中国駐在大使ハーレーに対して、秘密協定について問い質したが、ハーレー大使にもそのことは知らされてはいなかった。

ハーレー大使は蔣介石の意を受けてワシントンに戻り、秘密協定についての情報を得ようとした。國務省で情報を得られなかったため直接大統領に会い、その協定のことを尋ねたが、大統領は中国の領土保全を犠牲にするような合意がなされたことを否定した。しかし、ハーレーは大統領に何度も会い、ついに3月になって、ようやく、ヤルタ会談の記録を見ることを許され、「日本に関する合意」という秘密文書の写しを見つけた<sup>(33)</sup>。ローズヴェルトは、ハーレーにその写しを突きつけられ、大西洋憲章の原則とその秘密協定の矛盾を指摘された。その結果、大統領はハーレーに特別命令を与え、ヤルタ秘密協定の修正工作が開始された。

1945年4月5日、ハーレーはチャーチル首相に会い、英国に大西洋憲章の原則の順守を説いた。チャーチルは「米国の対中国政策は幻想である。」と述べ、これに対しハーレーは、「もし英国が大西洋憲章の原則を順守せず、引き続き香港の統治を行なうならば、当然ソ連も中国北部に関して同様の要求を行なうであろう。』<sup>(34)</sup>と述べ、香港の中国への返還を迫った。しかし、チャーチルは、「第一に、英国は自国の植民地に関しては大西洋憲章に拘束されないし、第二に、香港を大英帝国から切り離すことは死を賭しても許すことはできない。英国は何も求めない代わりに、何も渡さない。」と答えている<sup>(35)</sup>。

結局、「英国は、蔣介石及び国民政府の指導の下に中国軍を統一すると米国の政策を支持する」というこれまでの英国の立場を、再確認したに過ぎなかった。

そして、ハーレーが、ロンドンからモスクワへ交渉に向かう途中で、ローズヴェルト大統領が急死し、ヤルタ協定修正工作はその後ろ立てを失い、ほとんど成果をあげずに終わった。

ハーレーは、新大統領トルーマンに対しても香港の中国への返還実現に努力

するよう求めた。ハーレーは、英国の帝国主義的思考に蒋介石同様反感を持っており、その対中国政策の目的を次のように要約している。「1. 米国の中国統一政策を中国への内政干渉として非難すること、2. 中国を分裂状態にしておくこと、3. 米中両軍と米国の武器貸与を自らの植民地の征圧のために使用すること<sup>(86)</sup>」

ハーレーはトルーマンに対して、ローズヴェルト大統領が、3月8日に、彼とウェデマイヤーに、3月24日には彼一人に、英国が香港を中国に返還するよう主張するつもりであると語ったことを告げた。そして、もしチャーチルがこの要求を拒否するようであれば、その頭越しに国王と議会に訴えるつもりであると語ったとも述べた。

またハーレーは、英国の反対に対しては、「武器貸与」を外交交渉のことでなし、「武器貸与」による供給物資の使用分、未使用分ともすべて返還するよう要求すべきだと、トルーマン大統領に進言した<sup>(87)</sup>。

トルーマンの返答は、「英国の香港統治再開の希望に関して、大統領は中国政府がこの港をその主権のもとに置くことを望んでいることを十分承知しているが、この問題については、英中両国政府間で調整が行なわれるべきであると考えている<sup>(88)</sup>。」という形で、ハーレーに伝えられた。

英中両国政府間の調整に任せるということは、香港問題についてのこれまでの英中間交渉からみて、事態が進展する可能性はほとんどないことを意味しており、事実上の対英融和政策に他ならなかった。

こういったトルーマンの考慮のなかに、対日戦早期勝利に向けて、同盟国英国を窮地に追いやることは自国にとっても不利であり、またヨーロッパの戦後処理の問題で、英国の協力を必要としたという事情があったことは考えられる。

しかし、この対英融和の政策は、基本的には、ローズヴェルト自らが決めた「ヤルタ合意のなかでの香港問題の処理」の方針を継承するものであった。

ハーレー大使は、英国に香港の中国への返還を強く迫ることで、ヤルタ秘密協定の修正工作を行なおうとしたが、結局失敗に終わった。一方、トルーマン大統領は、ヤルタ合意を米国の基本政策とすることで、香港問題に正面から取り組むことを拒否したのである。

### 香港における日本軍降伏をめぐる英中間の抗争

1945年8月14日、日本は「ポツダム宣言」を受諾し、無条件降伏した。この日本の降伏は、香港をめぐる英中間の対立を再び引き起こした。今度は、香港の主権をめぐる争いというより、英中両国のどちらが香港における日本軍の降伏を受け入れるかという点での争いであった。

不平等条約撤廃交渉のなかで、香港の問題を解決できなかった蒋介石が、最後の手段として、「戦争が終わるのを待って、軍事力を用いて日本軍の手中から九竜（新界）を取り戻すだけのことだ。」<sup>(39)</sup>と述べているように、英中双方とも自らの軍隊で香港を再占領することが、ひいては香港の自国への回復に絶対的に有利な条件になると考えていた。

日本の降伏を前に、英国は香港の再占領のために、香港へ送ることのできる軍隊を一刻も早く組織することが急務となった。香港に最も近い所にいたのは、南西太平洋上の英国太平洋艦隊で、ハーコート少将指揮下に香港へ向かうことが決定された。<sup>(40)</sup>

しかし、英国の太平洋艦隊の香港到着には一定の時間がかかると考えられ、英国軍の到着以前に、中国国民政府軍が香港に入る危険があった。そこで、英国は香港の再占領を公式に宣言することにしたのである。

8月14日、日本の「ポツダム宣言」受諾の日に、重慶の英国大使セイマーは、香港再占領のための英国海軍派遣の計画が作成中であることを、中国政府に伝えるようにとの訓令を受けた。

これに対し中国は8月16日、重慶のスポークスマン声明で、中国政府が香港の日本軍の降伏を受け入れることを宣言した。

8月11日のトルーマン大統領からの蒋介石へのメッセージのなかで、マッカーサー将軍が北緯16度線以北の「中国戦区」の日本軍は中国当局へ投降するよう命令することが約束されていた。そこで、蒋介石はトルーマンに対し、このような約束にもかかわらず、英国が香港再占領のための行動を起こしていることの不満を訴えた<sup>(41)</sup>。

すなわち、北緯16度線以北の範囲内に位置する香港は、「中国戦区」内にあり、中国当局に日本軍投降受け入れの権利があると主張したのである。

そして、英国に対しては、「中国は香港に対し何ら領土的野心を持つものではなく、香港は外交交渉を通じて最終的に解決されるべき問題である。」「<sup>(42)</sup>」との姿勢を示した。

蒋介石は、日本軍降伏の受け入れに関する中国の権限のみを主張したにもかかわらず、中国軍が香港を占領することにより、既成事実を作り、最終的には中国の香港返還要求への米国の支持をとりつけようと考えたようである。

しかし、英国側は蒋介石の意図を見抜いており、香港は英国の主権下にあり、ハーコート少将が香港の日本軍の投降を受け入れることは当然であるとの立場をくずさなかった。

英国の新首相アトリーは、トルーマンへメッセージを送り、香港の日本軍降伏に関して次のように要求した。「日本軍司令官が香港を中国内にあると判断するかも知れないので、連合軍司令官マッカーサーから、大本営に対し、英国海軍の到着を待って降伏するようにとの命令を出して欲しい。」「<sup>(43)</sup>」

このように、英国の立場は、中国による香港占領は絶対に許さないというものであり、そのためのより確実な保証をトルーマンに対して求めたのである。

トルーマン大統領も、ローズヴェルト大統領が、「戦後、中国人が香港返還の交渉を行なおうとする場合、中国における租界や治外法権の廃止という米国の政策上から、その交渉を妨げてはならない。」とほのめかしていたのを知っていた<sup>(44)</sup>。しかし、英国の執拗な要求の前に、結局、英国の「既得権益」を認めてしまう。

8月18日に、トルーマン大統領はアトリー首相に対し、「香港の将来の地位に関しての米国の見解ではない」と断わってはいるものの、「香港の日本軍降伏受け入れを英軍司令官の下に行なう」ことに同意したのである<sup>(45)</sup>。マッカーサー将軍にそのための調整を行なうよう指示し、バーンズ國務長官には、中国へその措置についての弁明を行なわせた。

蒋介石は、このような米国の措置の受け入れに不満を示し、トルーマン大統領に私信の形で抗議した。英国大使が、英軍による日本軍受け入れを米国が認めたと伝えて来たことに触れ、その真偽を問い質した。そして、もし大統領がそのような確約をしていた場合を想定して、「香港の日本軍は私の代表の下に

降伏し、受降式では米英の代表が招待されるという形をとるべきだ」と述べ、「降伏調印後、英国人は『香港島』再占領のための軍隊の上陸を、私によって正式に認可されるべきだ」との提案を行なった<sup>(46)</sup>。

トルーマン大統領は、8月22日の蒋介石宛の電報で、「英国の香港における主権に疑問はない。投降の儀式をめぐるトラブルが起これば、とり返しのつかない悪い影響があろう。」と述べて、中国に香港での降伏受け入れを断念するよう求めた。

米国の協力が得られない以上、中国が香港の日本軍降伏を受け入れるとの主張を押し通すことは無理であった。しかし、蒋介石はその妥協案に関しては、譲歩することができないとして、8月23日に再びトルーマン大統領へメッセージを送った。蒋介石は、中国戦区の最高司令官として、香港の日本軍投降を受けける権限を英軍司令官に移譲するという点を譲れないことを、大統領に伝えた<sup>(47)</sup>。

同じ日に、中米軍司令官ウェデマイヤー将軍は、「戦争勃発以来、香港は中国戦区内にあるとみなされて来た」と述べ、それゆえに中国人が降伏を受け入れるのは当然だという考えを示し<sup>(48)</sup>、蒋介石の主張を支持した。

トルーマン大統領も、蔣の譲歩は理にかなっており、問題を解決できると考えた。しかし、英国側は、香港が英国の主権下にある以上、受降の権限も当然英国にあるとの主張をくずさなかった。英国政府は蒋介石に対し、「英軍司令官が蔣総統の代理として、この英国領で受降を行なうべきだとの提案については、残念ながらこれを受け入れることはできない。英国政府は中国及び米国代表の参加を歓迎する。」<sup>(49)</sup>と述べた。

「受降権移譲」の問題についても、英中間の折り合いは全くつかなかった。

中国側の「受降権移譲」の提案には、香港の主権が中国にあるとの主張が暗に含まれており、現時点で香港の中国への返還が実現できない以上、今後の香港返還要求のひとつの布石となることが期待されていた。このような危険な提案を英国が受け入れるはずはなかった。

結局、トルーマンは蒋介石の譲歩に同情は示したものの、蔣を支援するような何らの措置もとらなかった。

8月24日、マッカーサー将軍が、香港の日本軍は英軍司令官に降伏せよとの命令を出すよう大本営にメッセージを送ったと発表された。そして同じ日に、蔣介石も「連合国間の誤解を招かないように、香港での降伏を受け入れるための軍隊を送ることはしない」と発表した。しかし、25日には、「他の租借地が次々に中国に返ってきた今、九竜(新界)も例外ではあり得ない」と宣言した<sup>(60)</sup>。

トルーマン大統領への妥協案のなかでも、「英国の『香港島』再占領」という表現で、「新界」が「香港」全体の中に含まれないとの中国の立場を慎重に打ち出しているように、最終的には英国による割譲地「香港島」と「九龍」の再占領はやむを得ないとしても、「新界」返還への道は閉ざしてはならないとの考慮が、蔣介石にはあったようである。また、蔣介石が「受降権移譲」に最後まで固執したのは、「香港の主権を持つ中国の立場をくずさない範囲での最大限の譲歩であった」と同時に、東北・華北地区で、日本軍降伏受け入れの態度を示した中国共産党の行動を阻止する意味で、絶対に譲れない問題であったからである。

当初の中国側の目的は、香港を国民党軍が占領することで、香港返還要求への米国の支持を得ることにあった。しかし、米国が英国側の主張に同調したことによって、この当初の目的は脆くも崩れ去り、結局、中国の香港返還要求の試みは、完全に失敗したのである。

英国は9月2日のミズーリ号上での日本の正式な降伏調印が迫って、ようやく投降接受の委託を中国から受ける形を承認した<sup>(61)</sup>。

9月16日、香港での受降式が行なわれ、ハーコート少将が日本軍の投降を受け受したが、調印式においては、蔣介石についての言及は一言もなく、中国側が、香港の受降を、「蔣総統のもとに行なわれた降伏のうちのひとつ」として、記録したに過ぎなかった<sup>(62)</sup>。つまり、「受降権移譲」に対する英国側の承認を示すような行動は、調印式においては、一切とられなかったのである。

蔣介石は、香港の返還を要求したところで、それを実行に移すだけの力を持っていなかった。一方、英国は国民政府の無力さを熟知しており、その主張を耳ざわりなものとして、無視することができたのである。

## 結 び

太平洋戦争は、英国の勢力を香港から駆逐するとともに、中国の香港返還要求実現へのまたとない好機として働いた。米国大統領ローズヴェルトは、門戸開放原則及び大西洋憲章の精神に基づいて、不平等条約撤廃のための交渉に着手することを決定し、英国もそれに同意させられた。しかし、英国にとって、中国との新条約の締結は直轄植民地としての香港の地位に変更を加えるものではなかった。また、米英ソ間で結ばれたヤルタ秘密協定は、米国の伝統政策からの全面的な後退であり、ローズヴェルトが香港の中国への返還を強く望んでいたとはいえ、ソ連に中国における権益を認めたことによって、その要求の根拠を失ってしまう。さらに、香港における日本軍降伏受け入れをめぐる、英中間に抗争が展開されたが、新大統領トルーマンは、中国側の要求を受け入れず、結局英国の既得権益を認めてしまった。こうして、太平洋戦争期に訪れた中国への香港返還実現の好機も、米・英・ソ大国間のパワーゲームのなかで、押しつぶされていったのである。

### (注)

- (1) Peter Wesley-Smith, *Unequal Treaty 1898-1997, Hong Kong*, 1980, pp. 150-155.
- (2) Evan Luard, *Britain and China*, London, 1962, p. 181.
- (3) *Ibid.*, pp. 44-49, Israel Epstein, *From Opium War to Liberation, Hong Kong*, 1980, pp. 216-218.
- (4) Winston Churchill, *The Second World War*, London, 1967, p. 157.
- (5) Evan Luard, *op. cit.*, pp. 49-52.
- (6) Winston Churchill, *op. cit.*, p. 563.
- (7) Tang Tsou, *America's Failure in China, Vol. 1, Chicago*, 1963, p. 57.
- (8) Herbert Feis, *The China Tangle*, Princeton, 1972, p. 62.
- (9) Tang Tsou, *op. cit.*, p. 58.
- (10) *Ibid.*, p. 46.
- (11) 蔣介石秘録 14, 「日本降伏」, サンケイ新聞社, 1977年, 45頁。
- (12) British draft in F.O. (Foreign Office papers, Public Record Office, London) 371/31661, Chang Lau Kit-Ching, *Hong Kong Question during the Pacific War (1941-45)*, *The Journal of Imperial and Commonwealth History*, Vol. 2. No. 1, October 1973, p. 65.

- (13) Seymour to Eden, tel. 1551, 14 Nov. 1942, F.O. 371/31662.
- (14) *Ibid.*, Eden's minute, 22 Nov. 1942, on Seymour to Eden, tel. 1564.
- (15) Seymour to Eden, tel. 1678, immediate, 15 Dec. 1942, F.O. 371/31664.
- (16) Eden to Seymour, tel. 1625. most immediate, 24 Dec. 1942, F.O. 371/31665.
- (17) Seymour to Eden, tel. 1732, immediate 27 Dec. 1942, F.O. 371/31665.
- (18) *Ibid.*, Clark's minute, 28 Dec. 1942, on Seymour to Eden, tel. 1732.
- (19) Seymour to Eden tel. 1753, 31 Dec. 1942, F.O. 371/31665.
- (20) 前掲, 「蒋介石秘録 14」48頁。
- (21) 蒋介石著, 波多野乾一訳, 「中国の命運」, 日本評論社, 1946年, 102頁。
- (22) Parliamentary Debates(House of Commons), Vol. 386(1943), col. 97-98.
- (23) *Ibid.*, col. 634.
- (24) FR, "Conference at Cairo and Teheran 1943" p. 888.
- (25) Tang Tsou, *op. cit.*, p. 73.
- (26) *Ibid.*, p. 238.
- (27) FR, 1945, "The Conference at Yalta and Malta", pp. 766-770.
- (28) William D. Leahy, *I Was There*, London. 1950, p. 368.
- (29) Edward R. Stettinius, Jr., *Roosevelt and the Russians, The Yalta Conference Reprinted*. Greenwood, 1970, pp. 94-95.
- (30) *Ibid.*, pp. 145-146.
- (31) *op. cit.*, William D. Leahy, p. 395.
- (32) 前掲, 「蒋介石秘録 14」183頁。
- (33) Don Lohbeck, Patrick J. Hurley, 1956, pp. 367-368.
- (34) *Ibid.*, pp. 369-370.
- (35) *Ibid.*, p.370.
- (36) *op. cit.*, William D. Leahy, p. 388.
- (37) Russel D. Buhite, Patrick J. Hurley and American Policy, p. 245.
- (38) *Ibid.*, "Grew to Hurley, June 10 1945", p. 247.
- (39) 前掲, 「蒋介石秘録 14」49頁。
- (40) F.S.U. Donnison, *British Military Administration in the Far East, 1943-1946*, London, 1962, p. 150.
- (41) *Memoirs by Harry S. Truman, Year of Decisions*, Vol. 1, 1955, p. 446,
- (42) Seymour to Bevin, tel. 857. most immediate and top secret, 16 Aug. 1945. F.O. 371/46252.
- (43) *op. cit.*, *Memoirs by Harry S. Truman*, p. 446.
- (44) *Ibid.*, p. 446.
- (45) Truman to Attlee, tel., Most Immediate and top secret. 18 Aug. 1945.



F.O. 371/46252.

- (46) *op. cit.*, *Memoirs by S. Truman*, p. 447.
- (47) *Ibid.*, p. 448.
- (48) *op. cit.*, *Evan Luard*, p. 181.
- (49) *op. cit.*, *Memoirs by Harry S. Truman*, p. 449.
- (50) *op. cit.*, *Evan Luard*, p. 182.
- (51) 蔣介石秘録 15, 「大陸奪還の誓い」, サンケイ新聞社, 1977年, 48頁。
- (52) *op. cit.*, *Memoirs by Harry S. Truman* p. 450.

(筆者住所：国立市西2-26-37 千葉荘D-205)